### 1 指摘事項

### (1) 共通事項

機関名	指摘内容	講じた措置
1件20万円未満	の支出について、支出負担行為が適期に	支出負担行為を行う時期や方法等に
行われていない	事例が多数あった。	ついては、令和2年度末に会計規則の
機関名	指摘内容	運用方針を一部改正し、具体的に示し
県民参画協働課	令和2年度とっとり若者広聴レンジャー	ているところである。
	としての広聴活動等に係る委託契約につ	さらに令和3年度末においては、支
	いて、支出負担行為の事務手続が遅延して	出負担行為書作成の要否は、源泉徴収
通商物流課	いた。 ロシアのIT事情を知るWEBセミナー	の有無に左右されるものではないとい
世间10/////	に係る経費について、支出負担行為の事務	う考えのもと、源泉徴収を要するもの
	手続が遅延していた。	は支出負担行為書の作成が省略できな
雇用人材局鳥取		いとする鳥取県会計規則の運用方針の
県立倉吉ハロー	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,
プローク 教育総務課	続が遅延していた。	規定を削除し、支出負担行為作成の要
教育総務課	令和2年度健康管理担当医派遣に係る委 託料について、支出負担行為の事務手続が	否の範囲(1件20万円未満は支出負担
	遅延していた。	行為兼仕訳書で処理可能)をより明確
小中学校課	英語教育推進会議外7件に係る経費につ	にする改正を行った。
	いて、支出負担行為の事務手続が遅延して	引き続き、適正な事務処理の確保に
古然兴林和	いるものがあった。	向けた会計制度の見直しを行うととも
高等学校課	地域みらい留学2020年度参画契約について、支出負担行為の事務手続が遅延してい	に、研修や実地検査等を通して、適正
	た。	な事務処理を周知徹底する。
	鳥取県教育審議会学校等教育分科会に係	
	る経費について、支出負担行為の事務手続	
1 1/m +v1	が遅延しているものがあった。	
人権教育課	性的マイノリティの人権学習会に係る経 費について、支出負担行為の事務手続が遅	
	質に がく、 文山貞担行為の事務子腕が遅 延しているものがあった。	
博物館	企画展「輝いていた60's」の講演会等に係	
	る経費について、支出負担行為の事務手続	
	が遅延していた。	
体育保健課、鳥		
■ 取商業高等学 ■ 校、米子南高等		
鳥取商業高等学		
校	係る経費について、支出負担行為の事務手	
主心古然兴林	続が遅延していた。 国際交流事業通訳料に係る経費外2件に	
青谷高等学校	国際父流争業迪訳科に係る経質外2件に ついて、支出負担行為の事務手続が遅延し	
	ていた。	
米子東高等学校	鳥取県スポーツ指導者研修会に係る経費	
	について、支出負担行為の事務手続が遅延	
ルフまさ林兴中	していた。	
米子南高等学校	文化部活動地域専門指導者招へい事業に係る経費について、支出負担行為の事務手	
	「保の経貨について、文田貞担11点の事務子     続が遅延していた。	
鳥取聾学校	文化・芸術活動を推進する人材育成事業に	
	係る経費について、支出負担行為の事務手	
	続が遅延していた。	

#### (2)個別事項 機関名 指摘内容 講じた措置 令和新時代 倉吉未来中心保守点検業務等委託費用負 請求者に対する除雪費負担にかかる 創造本部 担金について、支出負担行為の事務手続が 請求の確認を怠り、結果として請求書が 男女共同参 遅延していた。 届くまで会計処理が出来なかったもの 画センター • 概 要:施設管理者には除雪業 である。 再発防止に向け、令和3年度以降は、 務委託料の負担がある場合は年度内 に知らせてもらうよう依頼していた 当初の支出負担行為作成時に除雪委託 料(予算額)を含めた額で起案するよう にもかかわらず事前の要請はなく、 施設管理者から令和3年4月28日に 改めた。 令和3年3月分の負担金の請求を受 また、年間の業務計画一覧表に3月中 け、初めて駐車場除雪業務委託料の 旬に請求額を確認するという項目を追 負担金があることを認識したもの。 加し、職員全員が業務の遂行時期を認識 除雪費用は当初予算で措置済であ し担当者が変わっても確実に実行でき り、また、当初の支出負担行為時に除 るようにした。 なお、令和3年度は、3月中旬に請求 雪費用の負担があるかもしれないこ とについては認識していた。 者に請求金額の確認をしたところ、年度 方:(公財) C 当初の見込額を上回っていたため、令和 · 支出負担行為済額: 1,787,782円 4年3月13日に増額の支出負担行為を •変更支出負担行為額:14,699円(駐車 場除雪分)(増額) 行った。 ·請求日·受理日:R3.4.28 · 支出負担行為起案日: R3.4.30 · 支出負担行為決裁日: R3.4.30 •遅延日数:30日(年度終了 のR3.3.31から算定した。) ・発 生 の 原 因:担当者及び上司 の進行管理不足 ・指摘の考え方:支出負担行為が 適期に行われていない 交流人口拡 観光客入込動熊調査業務委託契約につい 委託契約の一般競争入札を行った際 大本部 て、一般競争入札の結果不落札となったた に、不落札となった場合は、当初に定め め、予定価格を増額変更して随意契約を 観光交流局 た予定価格等の条件を変更することが 観光戦略課 行っていた。 できないという認識が職員及び上司に 要:一般競争入札の不落札 なかったことが原因である。 を理由とした随意契約では、**予定価格を変更することはできないが、誤って** 当該事案については、当初予定価格 2,896,850円と当初契約額2,915,550円 予定価格を増額していた。<br /> 会計指導課 による会計実地検査において、当初の の差額 18,700 円について、減額の変更 予定価格と実際の契約額の差額を、契 契約を締結した。 約相手の同意を得て減額するよう指 導を受け、当初予定価格と当初契約額 令和3年12月17日に、今回の指摘 の差額について、減額の変更契約を締 内容を所属内に周知するとともに契約 結している。 - 当初予定価格: 2,896,850円 事務処理要領についての所属内研修を • 変更後予定価格: 3, 059, 650 円 行い、今後同様の事例が生じた場合に

18,700 円

適切に対応できるよう周知徹底した。

• 当 初 契 約 額: 2,915,550円

・発 生 の 原 因:担当者及び上司の

指摘の考え方:契約事務が著しく

・当初予定価格と 当初契約額の差額:

規則等の認識不足

令和2年度決算に係る定期監査の結果に対する措置状況

機関名	令和2年度決算に係る定期監査の編 指摘内容	講じた措置		
		神した相直		
<i>64</i> \ ₹ <i>8</i> r +n	不適正	次 A 子流 か 中位 より カフ 1 よ 20  日 7 7 7		
総務部	つり銭に係る返納金について、戻入が遅延	資金前渡の精算が終了した後、財務		
公文書館	していた。	システムから返納通知書を出力するの		
	・概    要 : 新鳥取県史全巻刊行記      念シンポジウムでの刊行物販売のた	を失念したため、事務が遅延したもの		
	めのつり銭について、精算後の戻入	である。		
	が遅延していた。   <b>・資金前渡金額:30,000円</b>	財務システムから納入通知書を出力		
	· 資金前波並版 . 30,000     · 資金前渡日 : R 2 . 11. 6	し、金庫に保管していた資金前渡の現		
	・精 算 日: R2.11.10	金 30,000 円を令和 3年 3月 16 日に戻		
	・戻入期限日: R2.11.20   ・戻 入 日: R3.3.16	入した。		
	- 遅 延 日 数: 3か月24日	再発防止に向け、令和3年3月18日		
		に、庶務担当者の打合せで今回の事案		
	│ ・発 生 の 原 因 : 担当者及び上司の規則 │ │ 等の確認不足	を共有し、フロー図等で資金前渡の精		
	- 指摘の考え方: 資金前渡の精算が適期	算手続を改めて確認するとともに、今		
	に行われていない(返納額の合計額1	後は主査・副査で漏れが無いよう相互		
	万円以上で3か月以上)	に確認し、さらに上司も確認すること		
		を徹底するようにした。		
東部県税事	自動車税環境性能割・自動車税種別割申告	担当者の契約事務に対する認識不足		
務所	書(報告書)等受付・審査業務に係る委託	並びに副査及び上司によるチェックが		
	契約について、積算金額を上回る額で予定	十分行われていなかったことが原因で		
	価格を決定していた。	ある。		
	・概 要:予定価格の決定は積算 した額とすべきところ、他に考慮す	再発防止に向け、令和3年12月13日		
	べき事情がないにもかかわらず、 <b>発</b>	に今回の監査の指摘事項を所内で伝達		
	注伺に千円未満の端数を切り上げて	し、適切な会計事務処理の徹底に向けた		
	│ 予定価格の積算として記載し、その │ │ 額で予定価格を決定していた。	内部研修を行い、令和3年度以降の契約		
	│ • 予 定 価 格 の	については、積算した額で予定価格を決		
	積算内訳の額 : 11,311,216円   ・予定価格の積算 : 11,312,000円	定することを徹底した。		
	・超 過 額: 784円			
	│ ・予 定 価 格:11,312,000円			
	・契 約 金 額:11,312,000円   ・契 約 方 法:随意契約(1者)			
	・発生の原因:担当者及び上司の規			
	則等への認識不足   ・指摘の考え方:契約事務が著しく不			
	1日間の名えガ・矢が事物が有しく作    適正			
 地域づくり	   令和2年度とっとり若者広聴レンジャー	担当者が委託事業 (広聴活動) 開始前		
地域コマラ	としての広聴活動等に係る委託契約につ	に支出負担行為を行うのを失念してい		
県民参画協	いて、支出負担行為の事務手続が遅延して	たこと及び事業の進捗状況について上		
無以多國	いた。	司によるチェックが十分に行われてい		
	・概 要: 広聴レンジャーとして	なかったことが原因である。		
【共通事項	高校生の2グループ11名が活動を開	再発防止に向け、所属内に今回の監査		
再掲】	始した後に、活動開始日を委託期間   の始期として契約伺を行っていた。	の指摘事項を伝達し、同様の事態が発生		
1-1-1451 <b>]</b>		しないように周知するとともに、上司が		
	・相 手 方:団体D、団体E	進捗管理及び必要な声掛けを行い、適切		
	•契 約 額:100,000円×2団    体	な事務処理を徹底することを所属内で		
	·委 託 期 間:R2.8.7∼R3.	な事務処理を徹底することを別属的で 確認した。		
	2.28	7年120 し/こ。		

令和2年度決算に係る定期監査の結果に対する措置状況

機関名	・ 〒和2年及沃昇に徐る定期監査の結 指摘内容	講じた措置
iain H	・契 約 日:契約金額50万円	また、年度末から年度当初にかけて支
	未満につき請書の徴取省略	出負担行為を行わなければならない業
	・支出負担行為起案日:R2.9.7   ・支出負担行為決裁日:R2.9.11	務を一覧にとりまとめて所属内の電子
	・遅 延 日 数:1か月4日	会議室で共有し、進捗状況の確認や四半
	   ・発 生 の 原 因:担当者及び上司	期毎など適宜一覧の見直しを行い、事務
	の進行管理不足	の遅延を防止することとした。
	・指 摘 の 考 え 方:支出負担行為が	
	適期に行われていない	
文化政策課	県民文化会館空気調和設備部品更新業務	予算要求額及び発注伺における予定
	に係る委託契約について、予定価格の積算	価格について、担当者の積算に誤りが あったこと及び所属内でのチェックが
	金額を上回る額で予定価格を決定してい	あったこと及び別属内でのチェックが   不十分であったことが原因である。
	T	当該契約の扱いについて会計指導課
	│ ・概 要:予定価格の決定に際 │ │ し、発注伺に記載した予定価格の積 │	と協議を行い、予定価格の決定過程に問
	算に違算があることに気付いたもの	題があるものの、発注仕様に対する契約
	の、正しい積算が予算額を上回って いたことから、予算額を予定価格と	額は妥当であるとの見解であったことから、契約を継続した。
	して決定していた。	MO、 <del>文</del> 柄を極続した。   再発防止に向け、所属内でのチェック
	・契約形態:一般競争入札	体制を強化し、予算を適切に見積るとと
	·予定価格の積算: 20, 488, 600円(違算)     ·正しい積算額: 23, 626, 900円	もに、発注伺の際には、所属内で予算額
	│ ・予 定 価 格:23,360,000円(予算	との照合を徹底することとした。
	<b>額)</b>   ・契  約  額:23,100,000円	
	・発 生 の 原 因:担当者及び上司の規	
	則等の認識不足	
	・指摘の考え方:契約事務が著しく不	
-1 - 11 11	適正	
文化政策課	指定管理者への物品貸付について、不用決	①の貸付契約の未締結及び③の不用 決定の処理漏れについては、県担当者の
	定等を行う前に処分しているものがあっ	物品貸付事務に対する認識不足が原因
	た。   ・概 要	であり、②については、これに加え指定
	①令和2年度の物品確認で所在が確認	管理者に対しての貸付に係る事務手続
	│ できなかった。指定管理者との間で │ │ 物品貸付契約を締結していなかっ │	の周知・指導が徹底されていなかったことが原因である。
	初品負的 矢羽を 柿柏 していなから     た。	こかが囚じめる。   加えて、いずれの事案においても、過
	②故障や更新のため、指定管理者から	去の物品照合が適切に行われていな
	│	かったこと及び所属内でのチェックが
	平成31年度に第4期指定管理を開始	不十分であったことも原因である。
	│ するに当たり物品貸付契約を締結し │ │ ようとしたところ、第3期以前から │	令和2年度に実施した物品照合において、所在の確認できなかった物品につ
	貸与していた物品について返還等の	いては既に指定管理者において処分済
	手続がされていないことに気付いた	であることを確認し、亡失物品として亡
	が、令和2年度に亡失等の手続を 行った。なお、いずれの施設も指定管	失物品払出処理を行った。
	理者は第1期(平成18年4月1日~	再発防止に向け、所属内で貸付事務手
	平成21年3月31日)から同じ者が      行っている。	続の再確認を行うとともに、指定管理者
	③指定管理者から借受物品返還書を受	に対しても貸付物品の管理に係る一連
	理していた (H29.7.4受理) が、不用	の事務処理手続について周知した。併せ
	決定をしていなかった。 	て、県で作成した貸付物品の台帳を毎年
	・発生の原因:担当者及び上司の規則	指定管理者に共有し、確認を徹底するこ
	等の認識不足	ととした。
	・指摘の考え方:物品の管理が著しく不	

機関名		指摘内容			講じた措置			
	適正							
	施設名	番	品 名	取得年月日	取得金額			
	(指定管理者)	号	演台	H2.8.31	(円) 154, 500			
		1	オペラカーテン プロジェクター用画像変換器	H5.3.31 H19.6.29	10, 351, 500 584, 713			
			ビジネスキッチン ビデオカメラ(VHS)	H5.6.30 H5.6.30	103, 659 133, 694			
	II II II II A MA		ビデオカメラ (8ミリ) 16ミリ映写機	H5.6.30 H5.6.30	126, 381 309, 000			
	県民文化会館 (公財W)		カメラ サービス台1	H5. 6.30 H5. 8.31	133, 694 257, 500			
		2	サービス台 2 サービス台 3	H5. 8.31 H5. 8.31	257, 500 257, 500			
			サービス台4	H5.8.31	257, 500			
			ポータブルミキサー スライドプロジェクター	H7. 5.31 H9. 6.19	209, 090 141, 750			
	倉吉未来中心		スライドプロジェクター及び映写台 収納卓	H12. 10. 11 H13. 2.28	162, 750 609, 000			
	(公財W)	2	ベンチ1 ベンチ2	H13. 2.20 H13. 2.20	100, 033 100, 033			
			ベンチ3 ベンチ4	H13. 2.20 H13. 2.20	100, 033 100, 033			
			架本体 1 架本体 2	H13. 2.28 H13. 2.28	275, 625 275, 625			
		3	架本体3 ファクシミリ	H13. 2.28 H13. 3.19	275, 625 127, 155			
	米子コンベン ションセンター		コールドテーブル 液晶モニター(スタンド付移動型) 1	H 9 . 12. 19 H23. 1 . 26	442, 050 787, 500			
	(公財X)	2	液晶モニター(スタンド付移動型)2 催事案内入力及び表示ソフト	H23. 1.26 H23. 1.26	787, 500 1, 575, 000			
			情報制御用PC(管理端末)	H23. 1.26	315, 000 19, 310, 943			
			βļ		19, 510, 945			
文 化 財 局	青谷上寺地边	貴岛	が史跡活用事業業務の実施	担当者				
とっとり弥	に係る委託勢	2.約	について、予定価格調書を		たこと並びに副査及び上司に			
生の王国推	作成していた	こカ	った。	よる起案	時に予定価格調書添付の有無			
<b>進課</b>	・概	<u> </u>	要:予定価格の積算額が	のチェック不足によることが原因であ				
	100万円以	上	であったが、 <b>予定価格調 </b> <b>失念していた。</b>	る。				
	<b>音の作成</b>   ・相 手		大感していた。 ち:S協議会	■査と共に経緯及び現状を確認し、令				
	・契約形	纟į	態:随意契約(1者)		月 28 日に、今回の指摘内容を			
	■・契約 期		∃:R2.4.1 ∄:R2.4.1~R3.3.31		口頭で周知するとともに、次回			
			各:4,000,000円		に参照する当該事業の文書			
	・契約	名	質:4,000,000円		に付箋及び朱書きにて注意書			
	・発生の原	夏 庚	   : 担当者及び上司の規則	きを行っ				
	等の認識	不	足		。 今年度から発注伺決裁後、速や			
	・指摘の考	え	方: 予定価格の未決定 (予		長へ予定価格調書の作成依頼			
	定価格10	0万	可以上)		開札日前日に主査・副査が予定			

### 福祉保健部

ささえあい 福祉局子ど も発達支援 課

医療的ケア児等の地域生活支援を担う看 護職員等養成研修事業委託業務契約外1 件について、支出負担行為の事務手続が遅 延していた。

要:相手方が契約締結前に 当該業務に係る調整を開始していた ことは承知していたが、調整業務開始 前に支出負担行為を行い、契約を締結 しておかないといけないという認識 がなかった。発注伺や契約伺の際も、 契約締結日や契約期間、支出負担行為 の日を遡ったり、契約書に遡及効を設 ける等の対応は行っていなかった。

を行い、開札日前日に主査・副査が予定 価格調書の受領を確認することとした。

担当者の認識不足に加え、上司の進 捗状況の把握が不十分だったことが原 因である。

担当者(担当係長を含む。)と総括課 長補佐が定期的(2週に1回程度)に電 子会議室を利用して進捗状況を確認す るなど、これまで以上に情報を共有し、 事務遅延や不適正な事務処理につなが らないよう体制を再構築した。

機関名	指摘内容	~					講じた	措置	
	<ul><li>・発生の原因:担当者管理不足</li><li>・指摘の考え方:支出負行われていない</li></ul>								
	·		<b>I</b>					MAZIE HH I I	
	業務名	相手方	委託料 (円)		出負担行 決裁日	契約 締結日	契約 期間	業務開始日 (報告書で確 認できた日)	遅延 日数
	医療的ケア児等の地域生活 支援を担う看護職員等養成 研修事業委託業務契約	(公財) F	1, 248, 065	R2	2. 8. 18	R2. 8. 18	R2. 8. 18 ~ R3. 3. 20	R2. 5. 29	2か月 20日
	リハビリテーション関連事 業所職員研修実施業務	(一社) G	117, 555	R2	2. 10. 19	R2. 10. 19	R2. 10. 19 ~ R3. 1. 29	R2. 6. 2	4か月 17日
						l	no. 1.25		
健康医療局	鳥取県後期高齢者医療高	高額医	療費負担	金	担当	当者が変	で 更承認	申請書を引	受理して
医療・保険課	について、変更承認及で	び変更	交付決定	を	いたも	500,	簿冊に	綴り込んだ	ぎまま処
	行っていなかった。		· · · · · ·		理を知	<b></b> た念して	こいたこ	と及び上記	司の業務
	│ ・概 要 : <b>変</b> 更 │ <b>理したが、簿冊に綴</b>		申請書を受 ままで処理				「十分で	あったこと	とが原因
	を行っていなかった	ため、	追加変更	Ī	である				
	申請額を令和3年度 になったもの。	に支	出すること					れた実績幸	
	・	重合				額の確定	官を行い	、追加交付	寸を行っ
	・追加変更申請額:225				た。	V. 17-14 . 1 . 1 . 1 . 1	- 4 . 1	<del></del>	
	・変更承認申請日:R3. し)	2.4	(文刊刊は					は、事案を	
	*	/ <del>-1/</del> . T7 ~	() [ ∃ o )#					遅れや漏れ	
	│ ・発 生 の 原 因:担当 │ 行管理不足	首者及(	<b>少上可</b> の進	<u> </u>				者で業務のを所属内に	
	・指摘の考え方:変更	[承認]	及び変更交	× .				を別属的でに、担当者	
	付決定が行われてい	ない						いて指導し	
						• • • •		いら、各担	0
						• • •	,	在認し、課品	
								進捗管理力	
	1				行われ	いるよう	対策を認	構じること。	とした。
鳥取看護専	鳥取県立鳥取看護専門等	学校入	学試験問題	題	契約	内書の内	羽容を把	握できてい	いない職
門学校	作成採点等業務委託契約	うについ	いて、契約	書	員が勢	契約書σ	袋とじ	作業を行い	ん仕様書
	に添付すべき業務仕様	書を添	付してい	な	の未満	系付を見	見落とし	たこと及び	び施行確
	かった。			_				管理主任	
	・相 手 方:(株) ・契 約 金 額:1,445		П				一分でな	かったこと	とが原因
	•契約期間:R2.8			7	である				
	│ │ ・発 生 の 原 因 : 担当者	子乃でド	上司の確認	7				意契約とし	
	不足 不足	1/20 -	〒 □1 △ △ 山田町	7,				とは、見積の	
	・指摘の考え方: 契約事	軽務が	著しく不適	1				を綿密に行	
	正					L稼音り 響は無か		による業績	新 <b>述</b> 11,↑↑
					.,			令和4年度	からけ
								袋とじを行	•
					' '			、に理解しが	
					· ·	とを確認		<u> </u>	1 -
						البرسر. ـــــــــــــــــــــــــــــــــــ	= · →∪	H - 1-1	437) - 1 -

また、文書管理主任の施行確認にお

令和2年度決算に係る定期監査の結果に対する措置状況

IAV BB +	令和2年度決算に係る定期監査の結	1
機関名	指摘内容	講じた措置
		いても施行文書(契約書本文)のみなら
		ず、添付文書についても十分にチェッ
		クを行うこととした。
商工労働部	ロシアのIT事情を知るWEBセミナー	担当者及び上司の会計規則等の認識
通商物流課	に係る経費について、支出負担行為の事務	不足が原因である。
	手続が遅延していた。	所属課員に対して、報償費に関する
【共通事項	・支給対象者:2名	支出負担行為時期について改めて周知
再掲】	・科 目 及 び 金 額:報償費 60,000   円	し、適切な時期に支出負担行為を行う
	・開 催 日:R2.10.13	ことに留意するよう指示した。
	・支出負担行為起案日:R2.10.22 ・支出負担行為決裁日:R2.10.22	再発防止に向け、セミナー等を実施
	· 文山貞担竹為伏敬   · · · · · · · · · · · · ·     ·	し報償費を支払う可能性がある際は、
		先方の受領の意思が不明な場合にも、
	│ ・発 生 の 原 因 : 担当者及び上司 │ │  の規則等の認識不足	事業実施の前に支出負担行為を行うこ
	・指 摘 の 考 え 方:支出負担行為が	とを上司及び担当者がダブルチェック
	適期に行われていない	にて確認することとした。
雇用人材局	鳥取県立倉吉ハローワーク職員研修会に	今回の経費(職員研修講師の報酬及
鳥取県立倉	係る経費について、支出負担行為の事務手	び旅費)について、支払う相手方が個人
古ハロー	続が遅延していた。	事業主であり源泉徴収の必要があった
ワーク	・支 給 対 象 者:1名	が、担当者が法人への支払で源泉徴収
【共通事項	・科 目 及 び 金 額:報償費 69,300	の必要が無く、事後に支出負担行為兼
再掲】	円、特別旅費 5,192円 ・開 催 日:R2.10.14	支出仕訳書を行えば良いと錯誤してい
1 1 Let) <b>T</b>	・支出負担行為起案日:R2.10.22	たこと及び上司による進捗管理が十分
	・支出負担行為決裁日:R2.10.22	行われていなかったことが原因であ
	• 遅 延 日 数 : 12日	る。
	・発 生 の 原 因:担当者及び上司	」。 直ちに支出負担行為を行い、源泉徴
	の確認不足	収を行った上で支払った。
	・指摘の考え方:支出負担行為が	再発防止に向け、研修にかかる経費
	適期に行われていない	が支出負担行為を伴わない少額であっ
		た場合でも、講師依頼の起案時に相手
		方が法人であるか個人であるかを確認
		することとした。
農林水産部	スマート農業技術の実証及び検証業務に	委託契約に係る支出負担行為に関
農業振興戦	係る委託契約について、支出負担行為の事	し、担当者及び上司の進行管理が不足
トラン   トラン	務手続が遅延していた。	していたことが原因である。
り農業戦略	・概要:令和元年度から	再発防止に向け、令和2年8月26日
課	引き続き行っている事業であり、契	に令和2年度会計実地検査結果を所属
H/IV	│ 約書に令和2年4月1日から遡及的 │ │ に適用できる旨の規定を設けてい │	内に周知するとともに、担当者と改善
	た。	方法を検討した。
	·契 約 方 法: 随意契約 (1者)	この結果、令和3年3月11日に所属
	・相 手 方:(株) H  ・契 約 額:1,678,527円	内で収入調定、支出負担行為、補助金交
	·委 託 期 間:R2.4.3~R3.	付決定等の関連業務の一覧表を作成
	3.31   (ただし、令和2年4月1日からの	し、担当者及び上司が相互に事務手続
		を確認するよう周知した。
	・契 約 日:R2.4.3	с н <b>世</b> 即じ フ ゚┛ み ノ/円/ΛH レ / С о
	・支出負担行為起案日:R2.4.2 ・支出負担行為決裁日:R2.4.3	

令和2年度決算に係る定期監査の結果に対する措置状況

機関名	── 令和2年度冴昇に係る定期監査の結 ──指摘内容	講じた措置		
IX IXI L	- 遅 延 日 数:2日	MT C / C ID IE		
	・発 生 の 原 因:担当者及び上司 の進行管理不足 ・指 摘 の 考 え 方:支出負担行為が 適期に行われていない			
農地・水保全課	ため池の低水位管理検討事業委託契約について、支出負担行為の事務手続が遅延していた。 ・概	委託事務の契約締結を行うに際し、 担当者及び上司の会計規則等の認識不 足により受託者の意向を基に契約手続 日を設定し、事務手続を行っていたこ とが原因である。 令和3年度の委託契約においては、 契約日を支出負担行為決裁日とし契約 締結を行った。なお、受託者について 制度の趣旨を説明し了解を得た。 再発防止に向け、令和3年3月8日 に支出負担行為、補助金交付決定等の 関連業務の一覧表を作成し、担当者よ び上司が相互に事務手続を確認するよ う周知した。 また、令和3年11月29日に、今回の 指摘内容を所属内に周知した。		
<b>県土整備部</b> 河川課	雑入(河川法第67条による原因者負担金)について、前年度に比べ未収金の額は減少しているものの、依然として多額の未収金があった。 ・調定額:936,182,254円・収入済額:6,000円・未収金額:936,176,254円・智頭町内の土砂崩落(H14.1)に係るもの・・・・・889,259,046円・鳥取市内の河川へのPCB流出に係るもの・・・・・・46,917,208円	回収困難となっている未収金は、① 残廃土が崩落し、千代川を閉塞に急工 事を実施したものの費用及び②勝河川 に流出したため、県が原因者に代わり河川内の土砂を撤去したものの費用で 河川内の土砂を撤去したものの債権に ついては、役員個人への債権に ついて、平成27年度から少額ずつ納付されており、引き続き粘り強く催促していており、引き続き粘り強く催促していく。 ②については、既に事業を中止しており、関連会社も事業停止中である。で が死亡し未納が続いており、関連会社も事業停止中であるにでの役員が死亡し未納が続いており、は、関係者が不在となり、回収財産がないと見込まれる場合は不納欠損処分についても検討を進める。		

淀江産業廃
棄物処理施
設計画審査
室

機関名

### 指摘内容

### 講じた措置

淀江産業廃棄物処理施設計画地周辺地下水等調査に係る土地賃貸借契約について、 遡って契約していた。 ・概 要:契約の相手方と貸付開

- ・概 要:契約の相手方と貸付開始日を交渉中、相手方との交渉が急遽まとまったため、貸付契約日以後に契約の事務手続を行うこととなり、契約事務手続が遅延した。
- · 契 約 方 法: 随意契約 (1者)
- ・発生の原因:担当者及び上司の進行 管理不足
- ・指摘の考え方:支出負担行為が適期に 行われていない

調査に早期着手できるよう契約の相 手方と貸付開始日を交渉中、交渉が急遽 まとまったため、貸付契約日以後に事務 手続を行うこととなり、担当者と上司が 業務の進行管理ができていなかったも のである。

室員に対し、適正な契約事務を徹底するよう指導した。

再発防止に向け、年度当初に予定している支出負担行為の進捗管理表を作成し、室内で共有することで、契約事務の進行管理を図った。

契約の相手方	個人 I	個人 J
契約金額	101,342円	18,016円
契約期間	R2.7.1~R3.3.31	R2.7.1~R3.3.31
契 約 日	R2.7.1	R2.7.1
契約伺起案日	R2.7.8	R2.7.8
支出負担行為決裁日	R2.7.8	R2.7.8
遡り日数	7日	7日

### 鳥取県土整 備事務所

大路川西大路排水機場ほか6箇所に係る 自家用電気工作物保安管理業務委託契約 について、次のような状況が見受けられ た。

### (1)支出負担行為の事務手続が遅延 していた。

- ・概 要:業務の性質上、年間契約の必要があるが、見積合わせが3月30日であったこと、相手方が作成する契約書の受領が4月3日となったことから、契約日を遡ることとなったもの。
- •契約方法:随意契約
- ・契約の相手方:(一財) L
- 契 約 金 額:916,080円
- ·委託期間:R2.4.1~R3.3.31
- ・契約日:R2.4.1 ・契約伺起案日:R2.4.3 ・契約伺決裁日:R2.4.6
- 遡 り 日 数:5日
- ・発生の原因:担当者及び上司の進行 管理不足
- ・指摘の考え方:支出負担行為が適期に 行われていない

# (2)変更契約について、支出負担行為の事務手続が遅延していた。

・概 要: 倉田排水機場の設備増設(低圧受電から高圧受電へ、予備発電装置容量及び台数増等)に伴い、当該業務の変更契約が必要と

# (1) 支出負担行為の事務手続が遅延していた。

事務処理に必要な時間を考慮せず、見 積合わせ期限を3月30日と設定したた め生じたものである。

再発防止に向けて、事務処理に必要な時間を考慮し、見積期限を早めに設定することとした。

なお、令和3年度は3月22日に期限 を設定し、遡ることなく適正に契約を締 結した。

# (2)変更契約について、支出負担行為の事務手続が遅延していた。

設備増設を行った事業課と契約担当 課との意思疎通が不十分で、契約内容の 変更が遅れたものである。

再発防止に向け、設備の更新等がある場合は、事業課から契約担当課へ必ず情報提供するとともに、契約担当課からも事前に事業課に対し、契約変更の必要の有無を照会することを徹底する対策を関係課で申し合わせた。

	○ 令和2年度決算に係る定期監査の紹介	
機関名	指摘内容	講じた措置
	なったが、相手方から手数料と変更 契約書の提示が設備変更後とななったもの。 ・変更後の契約金額:1,112,621円 (196,541円の増) ・変更契約 日:R2.6.16(設備の変更日) ・変更契約何起案日:R2.7.16 ・変更契約何決裁日:R2.7.17 ・遡り日数:1か月1日	
	・発 生 の 原 因:担当者及び上司の 進行管理不足 ・指 摘 の 考 え 方:支出負担行為が適 期に行われていない	
病院局	顧問弁護士委託業務に係る契約について、	契約相手方が1者しかないため、当該
病院局総務	予定価格調書を作成していなかった。         ・概       要:相手方が1者のみの随意契約であったため、予定価格調書の作成までは必要ないと誤認した。         ・予算       額:2,640,000円         ・契約       額:2,640,000円         ・契約       期にR2.4.1~R3.3.31         ・発注何起案日:R2.2.28         ・見積書受理日:R2.3.6         ・発生の原因:担当者及び上司の規則等の認識不足         ・指摘の考え方:予定価格の未決定(予定価格100万円以上)	相手方から徴した見積書記載の額書の 質的に予定価格となり、予定価格調書の 作成までは必要ないと担当者及び上当者及び上ものである。 予定価格が 100 万円以上となる契約 の点検を令和2年11月26日に実施し、 もれがないことを確認するとともに、意 もれがないことを確認するととでは 新担当職員だけでなく所属りに係る をでの指摘の際に本内容を発見した。 をでの指摘の際に本内容を発見しが の。) 再発防止に向け、見積書徴らずるとと をでのよりでなり、見積書からずる の。) 再発防止にか否がに契約担当者及以上が に限支出負担行為前に契約担当者で りたいるか点検するととが での確認を での確認を での確認を での確認を での確認を での確認を での確認を での確認を での確認を での確認を での確認を での確認を での確認を でのでの確認を でのでの確認を でのでのでのでのである。
中央病院	保管する固定資産について、固定資産台帳との照合を行っていなかった。 ・概 要: 平成30年度の新病院移転時に照合を実施したが、保管する固定資産数が多大であり、照合に要する日時がとれないとして、令和元年度と2年度は照合作業を行っていなかった。 ・発生の原因:担当者及び上司の規則等の認識不足・指摘の考え方:物品の管理が著しく不適正	保管する固定資産の数が多大であり、 設置場所も正確に把握できておらず、照 合には時間を要するため、確認が滞って いたものである。 対象となる10万円以上の固定資産に ついて部署毎に整理し、確認項目を定め て固定資産台帳と現物との確認を令和 4年度中完了を目途に順次行っている ところであり、確認結果を元に現場にお いて照合が容易に確認できる内容に固 定資産台帳の情報を修正し、毎年度固定 資産の照合を継続的に行っていく。

令和2年度決算に係る定期監査の結果に対する措置状況

機関名	指摘内容	講じた措置
厚生病院	自動制御設備保守点検業務委託契約につ	債務負担行為設定年度に契約締結が
	いて、契約締結の事務手続が遅延してい	必要であることを担当者が十分に認識
	た。	しておらず、令和元年度に副査及び上司
	・概要:委託業務を複数年契約	による契約の進行管理がなされていな
	することにより、費用の削減と業務 の効率化を図るため <b>令和元年11月補</b>	かったことが原因である。
	□□ 正で債務負担行為を設定したが、令□□	令和2年4月に前年度予算執行状況
	和元年度中に契約締結すべきとこ ろ、担当者が業務多忙のため令和元	を点検した結果、本件未発注を確認し、
	年度中に契約締結できなかった。	本件への対応について検討した。
	<ul><li>□ そのため、複数年契約することが □</li><li>□ できず、令和2年度の単年度予算執 □</li></ul>	本件は令和2年度の冷房を使用する
	行とした。	時期の前に開始する必要がある内容で
	なお、令和2年度に債務負担行為 を再度設定し、令和3年度~5年度	あったことから、臨時的な措置として令
	の3年間の契約を締結している。	和2年度限りの契約を速やかに締結し、
	- 債務負担行為	併せて令和2年11月補正予算で改めて
	設 定 年 度:令和元年度(令和元年      11月議会設定)	3年間の債務負担行為を設定の上で、令
	│ • 契 約 年 度:令和2年度	和3年3月4日に令和3年度から令和5年度までの3年契約を締結した。
	・債務負担行為	再発防止に向け、担当者に債務負担行
	・契 約 形 態:制限付一般競争入札	為予算の執行方法を指導するとともに、
	・予 算 額:35,565,000円(3年間   分)	事務局長以下で予算執行状況及び担当
	・予 定 価 格:10,368,600円(1年間	の業務進行状況を共有・管理することを
	分)  ・契約金額:9,658,000円	徹底した。
	・契約年月日:R2.5.28	1802.
	·契 約 期 間:R2.5.28~R3.3.31     ·契 約 相 手:N(株)	
	· 关 和 有 : N (体)	
	・発生の原因:担当者及び上司の進行	
	管理不足   ・指摘の考え方:支出負担行為が適期に	
	行われていない	
教育委員会	読書感想文・絵でがみコンクール巡回展に	展示を開始する期間までに契約を間
教育総務課	係る施設利用について、支出負担行為を	に合わせることに気をとられ、会計規則
	行っていなかった。   ・概 要: <b>契約書を作成する案</b>	を確認しないまま契約を締結したこと
	│ ・概 要 : 契約書を作成する案 │ │ 件であり、支出負担行為で処理すべ │	及び上司による確認が十分ではなかっ
	きところを一般起案で事務処理を	たことが原因である。
	<b>行った。</b>   ・相	再発防止に向け、会計規則及び契約事 務処理要領等を再度確認し、契約事務手
	・契 約 金 額:55,000円	例処理安領等を再及確認し、実利事務于 順に沿って必要な手続を行うよう所属
	・一般 起 案 日: R2. 7.27 ・決 裁 日: R2. 7.27	内に周知徹底を図った。
	・契 約 日:R2.8.3	
	・支出負担行為兼   支出命令起案日:R2.8.3	
	· 決 裁 日: R2. 8. 3	
	・発 生 の 原 因:担当者及び上司の規	
	則等の認識不足	
	・指摘の考え方:支出負担行為が適期	
	に行われていない	
教育総務課	令和2年度健康管理担当医派遣に係る委	岩美高等学校の委託業務の始期(令
	託料について、支出負担行為の事務手続が	和2年4月1日)を引継ぎが不十分で

令和2年度決算に係る定期監査の結果に対する措置状況

	〒和2年度沢昇に係る定期監査の新 指摘内容					諸米に対する指直仏流 講じた措置			
機関名 供通事項	遅延していた		かない			担当者が認識していなかったこと及び			
	<u>建延している</u>	-	更・岩羊	<b></b> 長高等学	<b>☆</b> が				
再掲】	令和2年	3月下旬	Jに予算	草主務課`	であ	上司の進行が原因である。		ド分 ぐめ	つたこと
	る教育総					が原因であ	-	\ \ \ \ \	林山龙子
	│ 当初に令 │ が、教育						に向け、		
	継ぎがう	まく行れ	つれずや	き達が遅れ	れた	所属内に周			•
	ことによ		生じた	もの。	D	もに、年度			
	・業 務    3.3.3		前] : K :	2.4.1	$\sim$ K	算について		又配当後	速やかに
	• 令	達		. 4.22		令達するこ	-	e edulo	
	│ ・支出負担 │ ・支出負担						和3年度委		
	· 文山貝担    · 支 出 負 :					令和3年3			
	- 遅 延		数:23			4月1日に			
	   • 発 生 (	の質	田・扣ュ	当者及び	노핆	委託料は令			
	の進行管		△ · ]¤=	3 1 及 0 1	T- 1-1	令和4年4	月1日に勢	契約締結	済みであ
	・指摘の	考え	方:支出	出負担行法	為が	る。			
	適期に行	われてい	ない						
小中学校課	英語教育推議	<b></b>	7件に	係る経費	たつ	各会にお	けるそれる	ぞれの担	1当者及び
	いて、支出負	担行為σ	事務手	続が遅延	<b>E</b> して	上司の規則	等の認識を	下足によ	り遅延が
【共通事項	いるものがま	あった。				生じたもの	である。		
再掲】	・発生の原		当者及で	<b>バ上司の</b>	規則	再発防止	に向け、今	回の指摘	衛内容を所
	等の認識 ・指摘の考		11台 41名	テカが済	担ルテ	属内で共有し、職員に適正な事務処理の			
	・疳摘の写		山貝151	] 何// 迥 /	切(こ	周知徹底を図った。			
	会議等4	名称 〔給対象者〕	科目	金額 (円)	開催	支出負担行為 起案日	支出負担行為 決裁日	遅延 日数	
	英語教育推進 (第1回)		報償費	60,000	R2. 6.		R2. 8. 3	1か月 22日	
	英語教育推進	会議	報償費	20,000	R2. 11.	13 R3. 2. 4	R3. 2. 5	- 1	1
	(第2回)	(2名)	11111111				Ro. 2. 5	2か月 23日	
	(第2回) 幼児教育・保	育施設にお		30,000	po o	16 P2 10 20			
	(第2回) 幼児教育・保 けるミドルリー 会	育施設にお ーダー研修 (1名)	報償費	30,000	R2. 9.	16 R2. 10. 29	R2. 10. 29	23日	
	(第2回) 幼児教育・保 けるミドルリー 会 鳥取市小学校都	育施設にお ーダー研修 (1名) 教育研究会	報償費				R2. 10. 29	23日 1か月 13日	
	(第2回) 幼児教育・保 けるミドルリー 会	育施設にお ーダー研修 (1名) 教育研究会		30, 000 20, 000	R2. 9.			23日	
	(第2回) 幼児教育・保 けるミドルリー 会 鳥取市小学校都	育施設にお ーダー研修 (1名) 教育研究会 修会	報償費				R2. 10. 29	23日 1か月 13日	
	(第2回) 幼児教育・保 けるミドルリー会 鳥取市小学校報 情報教育部研修	育施設にお ーダー研修 (1名) 教育研究会 修会 (1名)	報償費報償費	20,000	R2. 8.	5 R2.8.20	R2. 10. 29	23日 1か月 13日 20日	
	(第2回) 幼児教育・保 けるミドルリー会 鳥取市小学校報 情報教育部研修	育施設にお ーダー研修 (1名) 教育研究会 修会 (1名)	報償費報償費	20,000	R2. 8.	5 R2.8.20 テミング教育(出	R2. 10. 29 R2. 8. 25 前授業)の講	23日 1か月 13日 20日	
	(第2回) 幼児教育・保 けるミドルリー会 鳥取市小学校報 情報教育部研修	育施設にお ーダー研修 (1名) 教育研究会 修会 (1名)	報償費報償費	20,000	R2. 8.	5 R2.8.20	R2. 10. 29 R2. 8. 25 前授業)の講	23日 1か月 13日 20日 新派遣 <b>遅延</b>	
	(第2回) 幼児教育・保 けるミドルリー会 鳥取市小学校報 情報教育部研修	育施設にお ーダー研修 (1名) 教育研究会 修会 (1名)	報償費報償費	20,000 た先進的な 金額	R2. 8. プログラ	5 R2.8.20 ラミング教育(出 日 支出負担行為 起案日	R2. 10. 29 R2. 8. 25 前授業)の講   支出負担行為	23日 1か月 13日 20日	
	(第2回) 幼児教育・保 けるミドルリー会 鳥取市小学校報 情報教育部研修 ・業 務 名 派遣校	育施設にお 一ダーダー (1名) 教育研究会 修会 (1名) (1名)	報償費報償費	20,000 た先進的な 金額 (円)	R2. 8. プログラ 開催	5 R2.8.20 ミング教育(出 日 支出負担行為 起案日	R2. 10. 29 R2. 8. 25 前授業)の講   支出負担行為	23日 1か月 13日 20日	
	(第2回) 幼児教育・保 けるミドルリー会 鳥取市小学校書 情報教育部研修 ・業 務 名 派遣校 青谷小学校	育施設にお ーダーダー (1名) 教育研究会 を (1名) (1名) (1名) (1名) (1名)	報償費 報償費 科目 報償費	20,000 た先進的な 金額 (円) 120,000	R2. 8. プログラ 開催 R2.12.	5 R2.8.20 ラング教育 (出 日 支出負担行為 起案日 9 22 R3. 3.22	R2. 10. 29 R2. 8. 25 前授業)の講 支出負担行為 決裁日	23日 1か月 13日 20日	
	(第2回) 幼児教育・保 けるミドルリー会 鳥取市小学校 情報教育部研修 ・業 務 名 派遣校 青谷小学校 宮ノ下小学校	育施設にお ーダーダー(1名) 教育研究会 多会 (1名) (1名) (1名) (1名) (1名) (1名) (1名) (1名)	報償費 報償費 科目 報償費 報償費	20,000 た先進的な 金額 (円) 120,000	R2. 8. プログラ 開催 R2.12. R3. 1.	5 R2.8.20 ラング教育 (出 日 支出負担行為 起案日 9 22 R3. 3.22	R2. 10. 29 R2. 8. 25 前授業)の講 支出負担行為 決裁日	23日 1か月 13日 20日	
	(第2回) 幼児教育・保 けるミ に 会 鳥取市小学校 情報教育部研修 ・業 務 名 派遣校 青谷小学校 宮ノ下小学校 三朝小学校	育施設にお修 (1名) 数育研究会 (1名) 数を会 (1名) (1名) (1名) (1名) (1名) (1名) (1名) (1名)	報償費報償費 報償費 報償費 報償費	た先進的な 金額 (円) 120,000 120,000	R2. 8. プログラ 開催 R2.12. R3. 1.	5 R2.8.20 ラング教育 (出 日 支出負担行為 起案日 9 22 R3. 3.22	R2. 10. 29 R2. 8. 25 前授業)の講 支出負担行為 決裁日	23日 1か月 13日 20日 選選日数月 14日 2か1 1か1 1か1 20日	
高等学校課	(第2回) 幼児教育・保 けるミ に 会 鳥取市小学校 情報教育部研修 ・業 務 名 派遣校 青谷小学校 宮ノ下小学校 三朝小学校	育施設にお修 (1名) 教育研究会 (1名) 教育会 (1名) (1名) (1名) (1名) (1名) (1名) (1名) (1名)	報償費 報償費 科賞費 報償費 報償費 報償費	た先進的な 金額 (円) 120,000 120,000 120,000	R2. 8. プログラ 開催 R2. 12. R3. 1. R3. 2. R2. 12.	5 R2.8.20 ラミング教育(出 日 支出負担行為 起案日 9 22 R3.3.22 3	R2. 10. 29 R2. 8. 25 前授業)の講 支出負担行為 決裁日	23日 1か月 13日 20日	司並びに
高等学校課	(第2回) 幼児教育・保 けるミ 鳥取市小学校 情報教育部研修 ・業 務 名 派遣校 青谷小学校 宮ノ下小学校 三朝小学校	育施設において (1名) 教育研究会 (1名) 教育研究会 (1名) (1名) 教育研究会 (1名) (14) 保持 (14) (14) (14) (14) (14) (14) (14) (14)	報償費報償費報償費報償費報償費	20,000 た先進的な 金額 (円) 120,000 120,000 120,000	R2. 8. プログラ 開催 R2. 12. R3. 1. R3. 2. R2. 12.	5 R2.8.20 ラミング教育(出 日 支出負担行為 起案日 9 22 R3.3.22 3	R2. 10. 29 R2. 8. 25 前授業)の講 支出負担行為 決裁日 R3. 3. 23	23日 1か月 13日 20日 20日 3か月 14日 2か月 1か月 20日 2か月 2か月 2か月	-

機関名	── 令和2年度冴昇に係る疋期監査の 指摘内容	講じた措置
再掲】	・概 が	なく、各学校ごとに契約を締結したことが原因である。 今回の指摘内容を所属内及び各学校に周知するとともに、担当者及び上司の認識誤りについて指導し、正しい事務処理方法を確認した。 再発防止に向けて、契約担当所属が各学校であることから、事前に令達を行い、各学校において支出負担行為から支払までの手続を行うこととした。
高等学校課 【共通事項 再掲】	鳥取県教育審議会学校等教育分科会にる経費について、支出負担行為の事務手が遅延しているものがあった。 ・発生の原因:担当者及び上司の規則等の認識不足・指摘の考え方:支出負担行為が適期に行われていない	続 (高校教育企画室)と経費の支払担当係 (学事担当)との連携がうまく取れておらず、分科会開催後に開催担当係から支払担当係に旅費等の支払を依頼された。 第3回、第4回については、支払担当者が、旅費請求書がなければ支出負担行為を行えないとの認識誤りをしており、出席者全員から旅費請求書が提出されるまで支払処理を行わずにいたことが原因である。 今回の指摘内容を所属内に周知するとともに、担当者及び上司の認識誤りについて指導し、正しい事務処理方法を確認した。 再発防止に向け、開催担当係が分科会の開催通知を起案する際に支払担当にも回議することとし、兼仕訳書での支払が遅延しないよう徹底した。
	回数 (支給対象者) 科目 (円) 開催	起案日 次裁日 日数
	第1回 報酬 55,200 (7名) 費用弁償 11,270 R2. 7.	21 日
	第3回 報酬 71,400 (8名) 費用弁償 20,130 R2.11.	25 R3. 1.12 R3. 1.13 1か月 19日
	第4回 報酬 71,400 R2.12. (8名) 費用弁償 20,160	22 R3. 1.12 R3. 1.13 <b>22 日</b>

令和2年度決算に係る定期監査の結果に対する措置状況

10:	→ 令和2年度決算に係る定期監査の結 ▼	
機関名	指摘内容	講じた措置
高等学校課	資金前渡した新型コロナウイルス感染症	担当者の事務処理方法の認識誤り(所
	発生時に備えるための経費について、精算	属の資金前渡受領口座に入金したこと
	の事務手続が遅延していた。	で返納が完了したと思い込んだ)及び上
	・概 要:所属の資金前渡受領	司の確認不足が原因である。
	□ 口座に入金したことで返納が完了し □ たと思い込んでしまい、返納が遅れ	再発防止に向け、返納の遅れが判明し
	たる心がないでしまい、返納が遅れした。	た令和3年3月中旬時点で担当内に周
	・資金前渡金額:250,000円(食糧費)	知するとともに、担当者及び上司が事務
	•精 算 戻 入 額:250,000 円    •保 有 期 間:R2.11.11~R3.1.	処理状況を財務システム上などでも確
	3 (長期保有できる経費)	認することを徹底した。
	・精 算 日:R3.1.7	#U / U C C C IIIX/24 0 / Co
	・返納通知年月日:R3.1.7    ・返 納 期 限:R3.1.18	
	· 返 納 日: R3. 3. 15	
	・遅 延 日 数:1か月28日	
	・発 生 の 原 因 : 担当者及び上司の進行	
	発生の原因:担当有及の工司の進行   管理不足	
	・指摘の考え方: 資金前渡の精算が適期	
	に行われていない(返納額の合計額	
	10万円以上で1か月以上)	
人権教育課	性的マイノリティの人権学習会に係る経	学習会の企画と会計処理をする担当
)	費について、支出負担行為の事務手続が遅	者間でのすり合わせ及び上司の確認が
【共通事項	延しているものがあった。	十分行われていなかったことが原因で
再掲】		ある。
1 1 1 2 1	・概 要:学習会の企画と	再発防止に向け、今回の指摘内容を所
	会計処理をそれぞれ別の職員が担当	属内に周知するとともに研修の実施予
	しており、担当者間での認識の違い から、支出の必要な費用の擦り合わ	定及び必要な事務処理のスケジュール
	せが十分でなかった。講師から謝金	等を明記した研修実施計画書を作成し
	の支払が確認できない旨の連絡によ	担当者間で情報共有を行い、会計処理に
	<ul><li>□ り未払が判明したもの。支出負担行 □ 為を令和2年度中に行えなかったこ □</li></ul>	
	とについては統括審査課と協議し、	漏れがないようにした。
	令和3年度に入ってから令和2年度	
	│ 予算で支出負担行為を行った。 │ ・支 給 対 象 者:1名	
	- 科目及び金額:報償費30,000	
	円	
	・ 開 催 日: R2.10.7 ・ 支出負担行為起案日: R3.4.19	
	・支出負担行為決裁日:R3.4.19	
	・遅 延 日 数:6か月12日	
	・発生の原因:担当者及び上司	
	の進行管理不足	
	・指摘の考え方:支出負担行為が	
	適期に行われていない	

機関名	13412 - 1270	指摘内容	/C///	L 49 11-14	7141 -7		<u>:///-</u> こた措置	
博物館	企画展「輝いてレ		の護済会	生に	≕禁自			4考(学生
		_		•		甲体积の文章 こより、先に行		
【 177、 25 12.12	係る経費について		.11.荷の事	伤于				
【共通事項	続が遅延していた。   ・発生の原因:担当者の失念と上司の				と併せて行わ			
再掲】		担ヨ有のオ	ムツィエロ	1100		(博物館総務		
	・指摘の考え方:		<b>う為が適期</b>	別に		為の事務手続		
	行われていな	<i>\</i> \				きことと、そ(		
					が不足	足していたこ	とが原因で	ある。
					再多	巻防止に向け	、博物館総務	ら課が作成
					してい	<b>いた「委託業</b>	務、物品購入	、等に係る
					支払い	ν漏れ防止の	ため業務手	順(分担)」
					<i>∞</i> [3	講師、委員	等への報償費	骨(報酬)と
					特別加	作費 (費用弁	償)」を改正	し、事業実
					施日の	ひ2週間前す	ミでには博物	館総務課
						出負担行為⊄		
						改めて博物		
					た。	90.0	AND 1 1 77-1942	(1-).17.11
					700			
	業務名称	40.0	金額		1/W H	支出負担行為	支出負担行為	遅延
	(支給対象者)	科目	(円)	Ħ	催日	起案日	決裁日	日数
	講演会	報償費	40,000	R2	6, 14	R2. 6.16	R2. 6.16	2日
	(1名)	特別旅費	300		0.11	K2. 0.10	N2. 0. 10	
	歴史講座	報償費	40,000	R2.	7. 5	R2. 7. 7	R2. 7. 7	2日
	(1名)	特別旅費	16, 300					
Lati H.A., &c.+>	性刑支持在工厂厂	<u> </u>	= / l / TI	쇠묘	±π ¢	ムπ/(-ψωユ× ¬ →		
博物館	特型高演色LED		, , ,, ,,			り形態が1者		
	示用) 3台の購入					ら参考見積と 1.2 エ盟ま1		
	て、同じ見積書を		きと契約・	父打		対し、手間を〕		
	何書に使用してい		チルマ ウカ	E+1/5	-	再度見積書		見しなかっ
	・概 要 :    <b>の積算の積算</b>	物品請求書				とが原因であ		
	考見積と、契約	內•交付伺書	まに添付し			発防止に向け -		
	見積書が同じ			+ 0		へた「委託業		
	(参考見積と   コピーに受付	して文取る	7に兄傾着7品請求服	争りと	支払い	・漏れ防止の	ため業務手	順(分担)」
	参考見積とし				Ø [:	3物品購入	(印刷物も含	む)」を改
	付何時に見積	書の原本に	異なる目	付	正し、	契約形態が	1者の随意	契約であ
	の受付印を押	して使用し	( 175 <sub>0</sub> )		り、見	.積額が参考	見積と同額	であって
	▶ 契約形態	: 随意契約	(1者)		も、県	の規則で改	めて見積書か	ぶ必要なこ
	・納入業者	: (株) T			とを美	と と と と と と と と と と と と と と と と と と と	、再度見積書	書を提出し
	  ・発生の原因:	14 半老乃で	ドトヨの#	目目に	ていか	·だくよう、†	専物館内全職	機員に周知
	第 生 の 原 囚・	15日11以し	ᄼᅩᅩᄞᆛᄼᄼ	元只!	した。			/ - /
	・指摘の考え方:	契約事務為	ぶ著しくオ	一適	0			
	正							
	区分	見積書	発行日	書類	番号	受付日	見積額	
	物品請求書 (参考見積書)	R3. 1		No. 125		R3.2.12	363,000円	9
	契約・交付何書 (見積書)	R3. 1	1 . 28	No. 125	15144	R3.2.25	363,000₽	9
	(元俱首)					l	1	

Tviv 00 -	令和2年度決算に係る定期監査の結	
機関名	指摘内容	講じた措置
体育保健課、	運動部活動外部指導者に係る経費につい	(体育保健課処置)
鳥取商業高	て、支出負担行為の事務手続が遅延してい	外部指導者への委嘱は例年4月末に
等学校、米子	た。   〇鳥取商業高等学校 (体育保健課、鳥取	行っているが、体育保健課では、外部指
南高等学校	○鳥取筒来筒寺子校(体育体健謀、鳥取     商業高等学校いずれも処置)	導者の謝金等の支払時期は5月末以降
【 177. / 32 年 12	・概要:予算主務課であ	と理解していたため、報償費の一括令達
【共通事項	る体育保健課からの令達が令和2年 5月22日と遅延した。	を例年5月上旬~中旬に行っていたの
再掲】	また、令達後に、令和2年6月2日	が原因である。 再発防止に向け、令和4年度以降、報
	付けで支出負担行為を行ったもの の、指導時間数について再度の確認	世光的工に同り、ア和4年度の降、報   償費の令達を外部指導者の委嘱期間の
	をしたため廃案し、7月に入り再起	初日までに行うこととした。
	案した。	また、委嘱手続を行う担当者と令達を
	・支 給 対 象 者:6名  ・科 目 及 び 金 額:報償費 547,700	行う担当者で、支払時期に間違いのない
	円	よう相互に確認することとした。
	·委 嘱 期 間:R2.4.24~R3.    3.31	よ ブイロ <u>ユ (C 4 E più y '                                  </u>
	・支出負担行為起案日:R2.7.3	   (鳥取商業高等学校処置)
	・支出負担行為決裁日:R 2 . 7 . 4    <b>・遅 延 日 数:2か月11日</b>	支出負担行為を行う際、指導時間数の
		確認が不十分であったこと、その後の確
	│ ○米子南高等学校(体育保健課、米子南 │ │ 高等学校いずれも処置)	認の実施及び再起案を行うための業務
	高寺子校い9711も処直)     ・概       要 : 予算主務課であ	の進捗管理が不適切であり、支出負担行
	る体育保健課からの令達が令和2年	為を適切な時期に行うことへの認識が
	5月22日と遅延した。   また、指導日等の確認に時間を要	不十分だったことが原因である。
	し、起案も遅延した。	再発防止に向け、各部顧問との連携を
	・支 給 対 象 者:2名 ・科 目 及 び 金 額:報償費 200,000	とり、確実な指導計画をあらかじめ確認
	円 円	し、令達後は速やかに起案を行うことと
	·委 嘱 期 間:R2.4.24~R3.	した。
	3.31 ・支出負担行為起案日:R2.10.8	また、年間の業務計画を所属内で共有
	・支出負担行為決裁日:R 2 . 10. 9	し、担当以外の業務の進捗状況をチェッ
	・遅 延 日 数:5か月15   日	クできるようにした。
	〇米子東高等学校(体育保健課のみの	(米子南高等学校処置)
	<b>処置</b> )   ・概       要 : 予算主務課であ	年度当初の繁忙期により、担当者が支
	る体育保健課からの令達が令和2年	出負担行為の手続を失念していたこと
	5月22日と遅延した。 ・支 給 対 象 者:7名	及び上司の進行管理が不足していたこ
	・科 目 及 び 金 額:報償費 700,000	とが原因である。
	円  ・委 嘱 期 間:R2.4.24~R3.	令和4年度からは、会計規則の改正に
	安	より、当該支出については支出負担行為
	・支出負担行為起案日:R2.6.12	兼支出仕訳書での支出が可能となった
	・支出負担行為決裁日:R 2 . 6 . 12    <b>・遅 延 日 数:1か月19日</b>	ため、支出負担行為を省略することとし
		た。
	   ・発 生 の 原 因:担当者及び上司	
	の進行管理不足	
	・指摘の考え方:支出負担行為が	
	適期に行われていない	<u> </u>

	令和2年度決算に係る定期監査の紹	
機関名	指摘内容	講じた措置
鳥取商業高	文化部活動地域専門指導者招へい事業に	新規の指導者へ「振込口座等登録申請
等学校	係る経費について、支出負担行為の事務手	書」の提出を依頼し、口座登録の後、起
	続が遅延していた。	案を行うことを計画していたが、指導者
【共通事項	· 支 給 対 象 者:4名   · 和	からの返送が遅れたため、支出負担行為
再揭】	・科 目 及 び 金 額:報償費 577,800      円	も遅延した。支出負担行為を適切な時期
	・委 嘱 期 間:R2.4.7~R	に行うことへの認識が不足し、業務の進
	3.3.31   ・支出負担行為起案日:R2.6.2	<b>捗管理が不十分だったことが原因であ</b>
	・支出負担行為起来ロ:R2.0.2	る。
	- 遅 延 日 数:1か月26日	再発防止に向け、指導者へ委嘱を行っ
	   ・発 生 の 原 因:担当者及び上司	た後は口座登録を待たず速やかに支出
	の進行管理不足	負担行為を行うこととした。
	・指摘の考え方:支出負担行為が	また、年間の業務計画を所属内で共有
	適期に行われていない	し、担当以外の業務の進捗状況をチェッ
		クできるようにした。
鳥取緑風高	貸切バス代金(使用料及び賃借料)につい	担当者が1件20万円以上の支出負担
等学校	て、支出負担行為を行っていなかった。	行為であるにもかかわらず、支出負担行
	・概 要:支出負担行為書に	為兼支出仕訳書により支出を行うこと
	│ より行わなければならない支出を、│ 支出負担行為兼支出仕訳書で支出で	ができると誤認していたこと、並びに当
	文山負担11台末文山社計画で文山で     きると誤認し口頭発注した。支出負	時の副査及び上司による契約事務にお
	担行為兼支出仕訳書の審査の際に統	けるチェックが十分行われていなかっ
	括審査課から指摘されて気付いた。     ・相	たことが原因である。
	・見 積 書 受 理 日: R2.8.25	令和2年10月21日に受けた統括審
	・契約金額:268,400円	査課の指摘内容(本件は20万円以上の
	・バ ス 利 用 日:R2.10.9   ・支出負担行為兼	契約であったことから、支出負担行為の
	支出仕訳書起案日:R2.10.20	起案 (統括審査課審査担当の審査) が必
	・決 裁 日:R2.10.20	要であった)及び会計規則第38条の2
	・発 生 の 原 因:担当者及び上司の	の運用方針を主査、副査、上司で確認し
	規則等の確認不足	た。
	│ ・指 摘 の 考 え 方 : 支出負担行為が適 │ │ 期に行われていない	また、令和3年11月29日に、今回の
	7747-147-46-61-041	指摘内容を所属内事務職員に周知する
		とともに、担当者に支出負担行為の取扱
		いについて指導した。
		再発防止に向け、契約にあたっては、
		1件20万円以上にかかるものかどうか
		の確認を主査・副査間で相互に行い、さ
		らに上司も確認することを徹底した。
青谷高等学	国際交流事業通訳料に係る経費外2件に	年度当初に通訳業務を依頼していた
校	ついて、支出負担行為の事務手続が遅延し	が、通訳料の支出負担行為を失念してい
	ていた。	たこと及びポスターデザイン料、写真
【共通事項	・概 要:①担当者が失念し、年	データ使用料の支払に際し、所得税の源
再掲】		泉徴収が必要との認識を欠いていたこ
		とが原因である。
	く、支出負担行為を行っていなかっ	通訳料については、「前年度末に新年
	た。	度予算で支出負担行為をするもの」の業

機関名	お摘り容		講じた措置
機関名	指摘内容  ・発生の原因:担当者及び上言管理不足及び規則等の認識不・指摘の考え方:支出負担行為が行われていない  業務名  科目	足 3 適期に 契約額	務リストに新たに追加するとともに、令和4年3月31日付けで行われた「会計規則の運用指針」の一部改正により、源泉徴収票等の発行が必要なものでも1件20万円未満の場合には支出負担行為を省略できることとなったことを周知した。 再発防止に向け、支出負担行為が必要な案件について改めて会計規則等に則り業務を行うよう主査・副査内で相互に確認し、さらに上司も確認することを徹底した。
	第 務 名 科目  ①国際交流事業通訳料	(円)	来 (
	②青谷高校 ボスターデ 役務費	40, 000	~ 7.31 28日 R2. 4. 7 R2 5 20 R2 5 20 <b>1か月</b>
	広報推進事 ザイン料 写真データ 使用料及 作用料 びき無料	55, 000	~ 5.31 13日 R2. 4.21 R2. 5.22 R2. 5.22 1か月
	使用料び賃借料	1 23, 222	~ 5.31   12. 5.22   1日
米子東高等 学校 【共通事項 再掲】	鳥取県スポーツ指導者研修会にについて、支出負担行為の事務手していた。 ・支給対象者:2名・科目及び金額:特別旅費円・開催日:R2.11.・支出負担行為起案日:R2.11.・支出負担行為決裁日:R2.11.・運延日数:4日 ・発生の原因:担当者のの進行管理不足・指摘の考えた方:支出負担。の対象に対していない	続が遅延	担当者が、担当課からの研修会直前の 令達を見落とし、手続を進めていなかっ たこと及び所属内での進行管理が十分 でなかったことが原因である。 再発防止に向け、職員共有の行事予定 表に、支出負担行為が必要なものを記載 し全員が共有できるようにした。 また、会計事務研修会等に積極的に参 加するよう指導した。
米子南高等 学校 【共通事項 再掲】	文化部活動地域専門指導者招へ係る経費について、支出負担行為続が遅延していた。 ・支給対象者:6名・科目及び金額:報質費1,080,000円・委嘱問:R2.43.3.31 ・支出負担行為決裁日:R2.5.・支出負担行為決裁日:R2.5.・運運用数:1か月・発生の原との進行管理不足・指摘の考えたいない。	の事務手 . 6~R 18 19 <b>13日</b> なび上司	

令和2年度決算に係る定期監査の結果に対する措置状況

機関名	指摘内容	講じた措置
鳥取聾学校	文化・芸術活動を推進する人材育成事業に	支払担当者が、役務費での支払であり
	係る経費について、支出負担行為の事務手	源泉徴収が必要ないと誤認したため、事
【共通事項	続が遅延していた。	業の終了後、請求書受理の精算払とした
再掲】	・支給対象者:1名         ・科目及び金額:役務費 10,000円         ・レッスン日:R2.10.23、11.13、11.20、11.27、12.4、12.11 (6回)         ・支出負担行為起案日:R3.1.5         ・支出負担行為決裁日:R3.1.6         ・遅 延 日数:2か月14日	ことによる。 同年度内に行われる、同様の案件については、事前に支出負担行為の必要な事案かどうかを確認し適切に処理した。 再発防止に向けて、令和3年11月30日に、今回の指摘内容を事務担当者に周
	<ul> <li>・発生の原因:担当者及び上司の規則等の認識不足</li> <li>・指摘の考え方:支出負担行為が適期に行われていない</li> </ul>	知した。 また、業務点検チェックリストを活用 し、会計担当者の自己点検を行い、支出 負担行為の必要な案件について確認し
		あった。 加えて、再発防止に向け、年度当初に 事業計画を所属内でも適切に情報共有 し、事前の支出負担行為の必要性につい て主査・副査間での相互確認を行った。 さらに、上司が適切な進行管理や指導 助言を行うこと、会計規則の一部改正等 について失念がないように徹底した。

### 2 監査意見

機関名	意見内容	講じた措置
地域づくり	1 とりアート開催事業と鳥取県美術展	効果的な広報のため、とりアートで
推進部文化	覧会のあり方について	は、広報部会に広報の専門知識を持った
政策課	とりアート(鳥取県総合芸術文化祭)は、	有識者を委員として入れ、これまで各地
	県民が文化芸術に理解と親しみを持ち、自	区で行っていた各地区事業の広報も一
	ら取り組むことで、心豊かで満ち足りた生	体的に検討を行った。令和4年度は、
	活を送ることができるようになることを	ホームページをリニューアルし全体と
	目的に事業を実施してきた。	各地区事業を見やすくするとともに、
	しかしながら、県が令和2年度に実施し	ネット検索形態に対応するため、スマホ
	たアンケートでは、この事業自体に対する	やタブレットに対応した表示が可能に
	県民の関心度、認知度は十分とは言い難	なるよう改修した。このほか、出演者は
	く、文化芸術活動の評価は一概に数値化の	じめ関係者のSNS等による発信や、F
	みではなじみにくい面があるものの、事業	Mラジオによる公開生放送を行った。
	の成果が県民へ伝わっていない懸念があ	県展については、これまで運営委託
	る。	業務に含めて行ってきた広報業務につ
	また、鳥取県美術展覧会は、県民の文化	いて別委託として広報の強化を図り、
	芸術活動の発表の場として毎年行われ行	YouTubeのインストリーム広告
	事としては定着しているものの、展覧会の	を活用した入賞作品のPRや展覧会の
	開催目的、意義などが広く県民全体へ伝	告知、新聞記事とLINEの連動など、
	わっていない懸念がある。	インターネット上の広報活動を強化し
	現在、県が目指す文化活動の振興の目的	た。チラシの配架についても、配架場所

	令和2年度決算に係る定期監査の結	果に対する措置状況
機関名	意見内容	講じた措置
	に向けて、県、市町村、県民、文化施設、	が文化施設等に固定化されていたこと
	文化芸術団体、NPO法人や民間事業者等	から、公民館を加えるなどより広く県民
	多様な関係機関の連携のもと、実施事業の	に伝わるよう工夫した。
	評価と見直しが行われている。	また、とりアートでは、近年、次世代
	ついては、これからも県の文化振興を	育成として、若年層に焦点を当て、小学
	推進していくため、引き続き、関係機関相	生から 20 歳代のステージ出演者、展示
	互の連携のもと、効果的な広報活動を進	出展者及び子どもを対象としたワーク
	められたい。	ショップやコンクール等を行っている。
	また、とりアートについては、その目標	令和4年度は、子どもの絵画コンクール
	の達成に向けて、今後新たに県民に広く	及びとりアートで結成した地元の小・
	関心を持っていただくとともに、芸術に	中・高校生によるサックスの演奏・合唱
	接する機会の少なかった若年層にも関心	などを実施した。また、地元で活動する
	を持ってもらうよう、周知につながるP	鹿野ミュージカルを招き、県内在住の作
	R効果の高いイベントの開催等について	曲家によるオペラ・ミュージカル公演を
	も検討されたい。	行ったほか、地元作家の作品展示など地
		元活動者との連携事業を実施した。この
		ほか、あいサポート団体による展示やイ
		ンクルーシブダンスグループによるス
		テージなど、子どもから大人まで鑑賞や
		参加ができる幅広い催しを行った。
福祉保健部	2 鳥取看護専門学校の運営について	【福祉保健部健康医療局医療政策課】
健康医療局 医療政策課、	鳥取看護専門学校は、病院における看護	鳥取看護専門学校の入学試験合格者
鳥取看護専	業務従事者の育成のみならず、今後さらに	のうち、他校との併願等を理由に辞退を
門学校	需要が増加すると予測される在宅看護の	する者がいることで、最終的な入学者が
, , , , , ,	担い手育成に大きな役割を有している。一	定員割れを起こしている。
	方で、毎年応募者数は定員を上回っている	学校の特徴についてより一層広報を
	が、最近2年間は最終的な入学者数が定員	行い、高校生等に進路選択の参考として
	を充足していない状況となっている。その	いただくため、一日看護師体験事業を行
	要因として、看護職を目指す学生の大学志	うなど看護師を目指す者の掘り起しを
	向がある中、看護学校の施設建設から47年	
	を経過し建物等の経年劣化が進んでいる	イドブックを作成・配布し、県立看護学
	ことに加え、県内在住で看護師資格取得を	校の更なる P R に取り組んだ。
	目指す者にとって保護者の授業料負担が	
	軽いことや、県立中央病院の最新鋭の医療	【鳥取看護専門学校】
	環境を利用した教育を受けられる等の大	施設の老朽化による研修室の雨漏り
	きなメリットが十分に知られていないこ	が何年も続いている点及びICTを活
	とが考えられる。	用する環境が整っていないなど、学習環境の整備が必要などがある。
	また、今後は、ICTを活用した授業が	境の整備が必要な点がある。
	できるような学習環境の充実も図ってい	また、鳥取看護専門学校の特徴について広報が不上ハでなる
	く必要がある。	て広報が不十分である。
	ついては、今後ますます需要が増加する	よって、以下のような取組を進めており、引き続き手護業務従事者の充成な
	ことが予想される看護業務従事者の育成	り、引き続き看護業務従事者の育成を
	を図るため、学校の特長をより一層広報す	図っていく。

① 雨漏りについては、同一建物内にあ

るとともに、計画的な施設・学習環境の整 <学習環境整備>

備を進められたい。

機関名	意見内容	講じた措置
		る養護学校も含めた改修工事を行
		うこととし、令和5年度中の完了に
		向けて計画的に進めているところ
		である。
		   「屋上改修工事のスケジュール]
		令和3年度 外壁診断
		令和4年度 設計
		令和5年度 工事
		② 校内における I C T 活用を推進す
		るため、令和3年度に、Wi-Fi
		環境、タブレット端末を整備したと
		ころであり、さらなるICTの活用
		•
		に向けて令和4年度に電子黒板の
		導入を予定している。
		<広報>
		① 学校の特徴についてより一層広報
		を行い、高校生に対して、学校の魅
		力を伝えるため、コロナ禍でも対応
		できるようリモートを活用した
		オープンキャンパスや保護者会を
		実施した。
		② オープンキャンパスで校長(中央病
		院院長兼務)が動画で出演し、実習
		施設の魅力について参加者にア
		ピールした。
		③ 期間限定でホームページ上の動画
		により、学生の様子を視聴できるよ
		うにした。
		④ 学校パンフレット等に中央病院と
		の連携や、学費負担が少ないことな
		ど学校のメリットを強調した内容
		のものを作成し県内全高校等に配
		布した。
生活環境部	3 地域脱炭素の取組について	COP26 における脱炭素の必要性の
脱炭素社会	2015年の気候変動枠組条約締約国会議	明確化をはじめ、国の 2030 年度温室効
推進課	におけるパリ協定の採択を始めとする国	果ガス削減目標の大幅な引上げ等を踏
	内外での環境施策の推進を踏まえ、県では	まえ、本県においても令和4年3月に
	令和2年1月に2050年二酸化炭素排出実	「令和新時代とっとり環境イニシア
	質ゼロを目指す「ゼロカーボンシティ宣	ティブプラン」を改訂し、2030年温室効
	言」を行い、同年3月には令和12年度を目	果ガス削減目標 (2013 年度比) を△40%
	標年度とする環境保全や創造に関する施	から△60%に引き上げるとともに、とっ
	策等の総合的な推進に向けた環境基本計	とり健康省エネ住宅(NE-ST)の導
	画である「令和新時代とっとり環境イニシ	入や電気自動車(EV、PHV)の普及
	アティブプラン(以下「環境イニシアティ	率についても数値目標を設定したとこ
	ブプラン」という。)」を策定した。	る。

	令和2年度決算に係る定期監査の結	果に対する措置状況
機関名	意見内容	講じた措置
	この環境イニシアティブプランでは、鳥	
	取の健全で恵み豊かな環境を持続可能な	2050年の脱炭素社会の実現には、県民
	ものにするため、「低炭素社会の実現」を	一人ひとりの脱炭素ライフスタイルへ
	施策の柱の1つとして目指す将来の姿を	の転換が不可欠であることから、令和4
	描き、長期目標である2050年の脱炭素社会	年1月に「とっとりエコライフ構想」を
	の実現に向けて中長期的な取組の方向性	提唱し、様々な主体(市町村や各種団体、
	を掲げている。	企業等)と連携し、県民運動的に脱炭素
	また、国が新たに示した温室効果ガス削	社会実現を目指す。
	減目標(2030年度までに13年度比46%減に	そのため、個々人が配慮すべき行動目
	引き上げ)を踏まえ、県においても削減目	標やその取組事例などを示した脱炭素
	標の見直しを行い、更なる排出削減に向け	ガイドブックの作成や、ライフステージ
	た取組を加速することとしているところ	(結婚時、自動車購入時、住宅購入時、
	である。	進学・就学時) に応じた見直しポイント
	環境イニシアティブプランが目指す姿	を記載したチラシを作成し、脱炭素ガイ
	を実現するには、県、県民、市町村、NP	ドブックとあわせて市町村、商工会議
	O等の各種団体や事業所などが理念を共	所、地球温暖化防止活動推進員等を通じ
	有するとともに、先進的で実践可能な取組	広く県民へ普及啓発した。
	事例を共有するなどして連携を進め、長期	また、エネルギー高騰が懸念されるこ
	目標も見据えた環境イニシアティブプラ	の機を捉え、県民向けの省エネチャレン
	ンに実効性を持たせることが重要である。	ジ運動「とっとりエコライフキャンペー
	ついては、県民一人ひとりがライフス	ン」を7月~1月末まで開催。更に今冬
	テージに応じてどのような選択や行動を	は、「LET'S冬の省エネ節電グランプ
	していくべきか示すとともに、県として	リ」も開催しており、楽しく・気軽に自
	も可能な範囲で具体的な数値目標を取り	分事として省エネに取り組んでいただ
	入れた啓発方針を策定し、その達成状況	けるよう広く県民に呼びかけている。
	│を踏まえながら地域脱炭素の取組を推進 │ されたい	併せて、市町村と連携した家庭への再
	されたい。   また   附出事社会の構築に向けた事理	エネ導入や子ども達の環境保全等の取組支援に対し、引き続き支援(※)して
	おた、脱灰系社会の情楽に同りた中間   村の活動を積極的に支援するとともに、	祖文伝に対し、引き続き文伝 (然) ししいくほか、全国自治体における優良取組
	竹の石動を積極的に又張りることでに、   先進的な取組事例を共有し他の地域に広	事例を県内市町村と情報共有する。
	げるなど、県全体で共通の目標である脱	事例を採り目門代と情報共有する。
	けるなど、宗主体で宍道の日保である版   炭素社会の実現に向けて気運の醸成に取	【※支援補助金例】
	り組まれたい。	・ゼロカーボン普及促進事業補助金
	7 ME 8 4 0/2 0 %	ゼロカーボンシティ宣言を表明し
		た市町村や民間団体等に対して、県民
		に向けた意識啓発につながる取組に
		補助。(補助率2分の1、限度額 100 万
		円)
		• 小規模発電設備等導入推進補助金
		太陽光発電(10kW未満)、太陽熱
		利用機器、定置用蓄電池等の小規模設
		備等を対象として、市町村が家庭に補
		助する額の2分の1を当該市町村に
		交付。(間接補助)
		・こどもエコクラブ活動支援補助金

こどもエコクラブの活動経費を対

令和2年度決算に係る定期監査の結果に対する措置状況			
機関名	意見内容	講じた措置	
		象として、市町村が登録団体に補助す	
		る額の2分の1を当該市町村に交付。	
		(間接補助)	
商工労働部	4 中小企業の事業承継支援について	事業承継に係る鳥取県事業承継・引継	
企業支援課	わが国では近年、中小企業経営者の高齢	ぎ支援センター及び商工団体等による	
	化が進み、少子化により親族内に後継者が	支援は、企業情報の秘匿が原則であり、	
	いないなど、後継者不在を理由に廃業を選	県への情報提供は経営者の承諾を得た	
	択せざるを得ない状況があり、廃業に伴い	もの等、限定的となっていたことから、	
	優れた産業技術や雇用の場が失われるこ	県は事業承継に関する全体的な傾向を	
	とは、地域や県にとっても大きな損失とな	把握するため、令和3年度に実態調査を	
	る。	実施した。	
	国においても各都道府県に事業引継ぎ	その結果、特に中山間地の後継者不在	
	支援センターを設置し、第三者への事業引	率が高い傾向にあること等が判明したこ	
	継ぎを支援することとされ、本県でも平成	とから、令和4年度からは、主に中山間地	
	27 年度から公益財団法人鳥取県産業振興	の事業者支援を行っている商工会連合会	
	機構が経済産業省から認定支援機関とし	と連携し、経営者の意向を踏まえながら、	
	て委託を受け、鳥取県事業引継ぎ支援セン	事業承継を連携支援するプッシュ型の	
	ター(令和3年度から鳥取県事業承継・引	ロールモデルの構築に取り組んでいる。	
	継ぎ支援センターに改組)を設置し事業引	この取組では、令和4年12月23日に、	
	継ぎの支援を行っている。同センターの支	商工会連合会及び日本政策金融公庫と	
	援による成約件数は平成27年度から令和	3者協定を締結し、事業所の第三者承継	
	2年度までの累計で91件にのぼり、一定	支援を実施する。	
	の成果をあげてきている。しかし、本県内	また、民間企業のプラットフォーム(※)	
	において後継者不在企業がまだ多数存在	を活用して、事業引継ぎを希望する県内	
	する状況を踏まえると、なお一層の取組支	事業者と全国の起業希望者をマッチング	
	援の充実が期待されるところである。	させる取組を開始したところである。	
	ついては、事業承継を検討している中	※民間企業のプラットフォーム	
	│ 小企業個々のニーズにきめ細かく対応す	「 r e l a y 」: (株)ライトライト(本	
	るため、金融機関、市町村、地域の商工会	社:宮崎市)が運営する後継者不在企業	
	議所、商工会等の関係機関と連携して支	の情報を公開して起業希望者とマッチ	
	援策や成功事例に関する情報提供を一体	ングさせるサービス。	
	的に行うとともに、関係機関の有する支	令和4年4月、この「relay」に	
	接策を連携して提供する仕組づくりなど	鳥取県版サイトを立上げ、7月下旬以	
	の効果的な取組を進められたい。	降、事業引継ぎを希望する事業者を順次	
		公開。現在、複数の承継希望者が事業者	
		側と引継ぎに向けた交渉を進めている	
		ところ。	
教育委員会	5 GIGAスクール構想等の推進につ	【教育委員会事務局教育環境課】	
事務局教育	NT AT A TOTAL A LAMB WAY A TOTAL A TOT	【県立学校における通信環境の確保】	
環境課、教育	令和3年度から本格的にGIGAス	県立学校においては、整備した端末の	
センター、小	クール構想がスタートした。構想の実現に	今後の通信量を見込めば、学校から情報	
中学校課、特	は、ICT環境の整備が必要不可欠であ	ハイウェイまでの民間回線について、ボ	
別支援教育	り、義務教育段階においては1人1台端末	トルネックとなることが懸念されてい	
課、高等学校	環境が整備され、端末を利用した教育活動	5.	
課	が展開されている。県立高校においては、	よって、現行の通信回線契約を次のと	

LIVER &	〒和2年度沢昇に係る定期監査の結	
機関名	意見内容	講じた措置
	全校に高速大容量の通信ネットワーク環	おり増強する予定である。
	境が整備され、令和4年度新入生からの1	(東・中部)100Mbps→1Gbps
	人1台端末環境の実施に向けて、端末整備	(西部) 1 Gbps(現状維持)
	を3校において先行実施し、機器の導入方	
	法や活用方法等の検証も進められている	【教育センター】
	ところである。	令和3年度から一斉に端末活用が始
	これらのICTの活用教育を進めるた	まったが、それ以前からの教員の活用ス
	め、教育委員会ではICT支援員等の配置	キルに差があり、結果としてICT活用
	や派遣、学校に出向いての研修等を行って	指導力に差が生じている。
	いるが、効果的な活用を一層促進するため	よって、下記の取組等を通して、教員
	には、それらの取組に加え、効果的なツー	のICT活用指導力を向上させ、底上げ
	ルや、先進的な活用実践等を共有すること	を図っている。
	が重要であると思われる。	① レベルに応じた研修の実施(特に基
	また、災害や感染症等による学校の臨時	礎レベルの回数は、多くても年間3回
	休業等の緊急時においても、ICTの活用	のところ、11 回開催)。
	により子どもたちの学びを保障できる環	② 毎週火曜日に基本操作のオンライ
	境が求められ、家庭への持ち帰り時におけ	ン研修の配信(見逃した場合は録画で
	る通信環境も整備しておかなくてはなら	自己研修ができるように特設サイトに
	ないが、一部の地域においては、 Wi-	動画を掲載・公開)。
	┣ F i 環境等が不十分な面も見られる。	③ 学校訪問型研修や指導主事派遣等
	ついては、県立学校において1人1台端	による学校の実情に応じた研修(令和
	末の導入に合わせた通信環境の確保に取	4年3月末までにのべ93校、約2100
	り組むことをはじめ、各学校、各家庭のI	名が受講)。
	CT環境により学習成果に大きな差が生	④ 学校で利用状況アンケートを年間
	じることのないよう、市町村、市町村教育	4回実施(5月、7月、11月、1月)
	委員会と情報共有しながら、利用環境の整	し、結果を県内学校で共有しながら教
	備状況を随時把握し、必要な対策を講じる	職員の意識を啓発(端末持ち帰り実施
	とともに、効果的な学習素材の導入や先進	の学校の割合、行事等を含めた日常的
	事例の共有、教員のICT指導力向上への	なICT活用の割合、教職員のICT
	支援なども含め、十分な体制整備に取り組	活用の割合のいずれも年間を通して高
	まれたい。	まった。)。
		⑤ 市町村教委の担当者と月1回の定
		例会を開き、県内の活用状況の把握と
		課題や成果の共有(県教委と市町村教
		委が方向性を共通理解しながら活用推
		進している。)。
		今後も、教員のICT活用指導力向上
		については多角的・継続的に進める予定
		である。(ICT活用指導力に関する研
		修の受講割合は、鳥取県86.5%と、全国
		平均63.8%よりも高い。令和3年3月現
		在)
		<sup>1117</sup>   併せて、令和4年5月から、県立学校
		の生徒及び教職員を対象としたGIG
		Aスクール運営支援センターを設置し、
		ハハソ // 建貫入1仮ピングーで改画し、

機関名	市和と平及次昇に依るた朔重重の記意見内容	講じた措置
		機器やアプリケーションの操作支援を
		実施している。
		【小中学校課】
		令和3年度から一斉に端末の活用が
		始まったが、各教員のICT活用スキル
		には差があり、結果としてICT活用指
		導力に差が生じている。
		よって、下記の取組等を通して、教員のような活用や漢された中になる。
		のICT活用指導力を向上させ、指導力の底上げを図っている。
		<ul><li>□ 鳥取県ICT活用教育アドバイ</li></ul>
		ザーによるミニ講演会の開催(3つの
		テーマで令和4年3月末までで合計5
		回実施)。
		② ICT活用教育推進事業に係る公
		開授業等の開催(令和4年3月末まで
		で合計 18 回実施)。
		③ GIGAスクール構想推進チャン
		ネル(GIGAチャン)によるICT
		活用教育推進校等の取組の紹介(令和
		4年3月末までで合計11回実施)。
		④ 令和4年度から、新たに「ICT教
		育指導員」を配置(教育センター)し、
		ICTを活用した学校の業務改善や校
		内推進体制づくりをサポート。
		   【特別支援教育課】
		文部科学省からGIGAスクール構
		想が示される令和2年度以前から本県
		独自に県立特別支援学校に学習者用情
		報端末を整備している。児童及び生徒一
		人一人の教育的ニーズは障がいの程度
		により個々で異なるため、教員による機
		器活用のスキルアップを継続する必要
		がある。小中学部については、一人一台
		端末を整備済みだが、高等部は未整備な
		のでBYAD(学校推奨機種端末を私費
		購入し、学校等で活用すること。以下同
		じ。)の導入可否等を検討するため、活
		用方法と教育効果の検証が必要である。
		よって、令和4年度において下記の取組
		等を通して、教員のスキルアップの継続 や、高等部の一人一台端末の利活用及び
		マ、高寺部の一人一台端木の利店用及び 教育効果の検証を進める予定である。
		秋月別木が1次皿で延りの「たてめる。

機関名	意見內容	講じた措置
1/2/23- [1	7E.701 17G	① 各特別支援学校におけるICT活
		用の推進役となる教員を育成したり、
		障がいの状態等に応じたICTの効果
		的な活用方法を検証したりするため、
		特別支援教育におけるICTを活用し
		た学びの実践事業を開催予定。
		② ICT活用に関する状況調査や指
		算実践等をとおして、高等部における
		BYADの導入可否や必要なICT機
		器等を検証。
		③ 年3回開催予定の特別支援学校情報
		教育担当者会やアプリ(Google
		Classroom) 上でICT活用
		実践例を教職員で共有。
		美成例を教献員で共有。   ④ ICT支援員による教員への支援
		の実施(分校を含む9校に1回3時間、
		の
		⑤ 各校における情報担当教員による
		校内研修や県教育センター主催による
		訪問型研修の実施。
		  【高等学校課】
		令和4年度からのBYADによる高
		校1人1台端末の全県導入に向けて、端
		末調達の方法、活用方法、教員のICT スキルの差等の課題がある。
		よって、下記の取組等を通して、上記
		課題の解消を図っている。
		(T) 令和4年度開始のBYADに向け、
		島取商業、倉吉東及び米子東の3校に
		おいて令和3年度入学生から先行導入
		を行い、端末調達(低所得者世帯貸与 含む)、端末選定、使用方法や校内ポリ
		シー等の情報共有(令和3年7月)を
		シー寺の情報共有(令和3年7月)を 3校で行いながら、全県立高校に情報
		提供する説明会(同年7月)を実施。
		令和4年度入学生及び保護者を対象と した合格者説明会で端末の活用、端末
		購入方法及び低所得者世帯への貸与に
		ついて説明(令和4年3月)。
		② ICT支援員による教員への支援
		の実施(県内に3名のICT支援員を
		配置し、各校の要請に応じて教材作成
		や実際の授業に入って操作をしたり、
		研修会を実施したりするなどして支

	17日と十次が弁にかるため血圧が高	
機関名	意見内容	講じた措置
		援。同じ支援員が複数校を訪問するこ
		とで先行事例が全県への横展開や底上
		げにつながっている。令和4年2月か
		ら定期的な巡回方式とし、教員を支援
		した。)。
		③ 各校における情報担当教員による
		校内研修の実施。
		④ 年間を通じてGoogleによる
		端末活用のオンライン研修を実施。23
		校延べ600人を超える教員が受講(先
		行実施3校と米子西高校への研修プロ
		グラム(令和3年8月、11月、12月、
		延べ 160 名)を含む。)。
		⑤ 教育センター主催による訪問型研
		修の実施。
		⑥ 米子西高校において、インテルとの
		連携事業で、Googleから端末を
		140 台借用し、生徒の表現力 (プレゼン
		能力)を高める指導について教員研修
		を実施。令和4年3月にはオンライン
		報告会を実施。
教育委員会	6 美術ラーニングセンター(仮称)機能	鳥取県立美術館基本計画(平成 30 年
事務局美術	発揮のための検討について	7月策定)において美術ラーニングセン
館整備局美	令和7年春(令和6年度中)に開館予定	ター(仮称)機能を設けることとし、す
術館整備課	の県立美術館については、令和4年1月の	べての人たちに「アートを通じた学び」
,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	建設工事着工から令和6年度中の開館に	を提供する方法等を実践的に研究・蓄積
	   向けて、令和2年度から設計に着手、PF	してきているところである。
	I 事業者との協議を進め、並行して県民と	- 令和7年春の開館に向け、学校教育との
	の意見交換も進めながら使い勝手や美術	連携に重点を置きながら、幅広い年代の
	館の果たす機能について検討を重ねてい	方や障がいのある方への学びへの支援、
	る状況である。	地域住民や県内外の専門家等との共同
	美術館には公開展示の場や人々が集え	による取組も視野に入れて、美術ラーニ
	る場としての機能に加え、「アート教育の	ングセンター「アート・ラーニング・ラ
	場」としての機能も重要な要素として要求	ボ(A. L. L.)」と称して具体的な準
	されているところであり、県としても美術	備を進めている。
	を通じて学ぶ「美術ラーニングセンター」	例えば、庁内関係課ワーキンググルー
	としての機能の充実に向けた検討事業を	プで、教育現場等との連携による実践を
	実施している。	通した検討をさらに進めるとともに、
	ついては、「美術ラーニングセンター」	A. L. L. の活動やコンテンツ・プロ
	機能を発揮していくために、現在検討さ	グラムの例等を令和4年3月22日の県
	れている対話型鑑賞も含め、アート教育	議会に報告しながら、同年3月27日の
	に関する諸外国や県内外の事例を広く収	美術館フォーラムでテーマに取り上げ
	集し、また、アート教育に関する有識者等	た。さらに、4月以降、県・市町村(学
	からの意見聴取を通じて、目玉としての	校組合) 教育行政連絡協議会等で取組を
	「アート教育」を県内外に強くアピール	共有している。

令和2年度決算に係る定期監査の結果に対する措置状況

機関名	意見内容	講じた措置
	できるよう、現在の建設準備の段階から	また、美術館開館に向け購入したアン
	さらなる検討を進められたい。その中で、	ディ・ウォーホルの作品「ブリロの箱」
	必要に応じてハード面での対応も積極的	について県内外に大きく話題を呼んだ
	に検討されたい。	ことから、学芸員による説明キャラバン
	また、子どもだけでなく、幅広い年代の	や県民参加のシンポジウムを催して、県
	方が居住地に関係なく美術館設置のメ	立美術館のコンセプトや作品の収集方
	リットを享受できるよう、鑑賞・教育中の	針を丁寧に説明・周知を行うとともに、
	託児サービスの利用方策や、ICT技術	ウォーホル作品の収集意義のレク
	の活用など、環境づくりについても検討	チャーや対話型鑑賞(一つの作品を複数
	されたい。	人で鑑賞し、発見したことや感じたこと
		を対話しながら鑑賞を深めていく鑑賞
		法)、子ども達が楽しみながら学ぶ教育
		的ワークショップ (例: 「ブリロボックス
		をつくってみよう」)の素材として積極
		的に活用していく等、A. L. L. の機
		能充実と県内外に目玉としての「アート
		を通じた学び」の発信にも繋げていく。
		さらに、遠隔地の移動が困難な方に対
		しては、県内の美術館ネットワークのほ
		か、ICTを活用するなどして美術館の
		サービスを享受できる環境づくりにつ
		いても検討を進めている。